

宮城県議会議員定数・選挙区等検討委員会 報告書

宮城県議会議員定数・選挙区等検討委員会（以下「本委員会」という。）は、宮城県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について協議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 12 項及び宮城県議会会議規則（昭和 50 年宮城県議会規則）第 129 条に規定する「協議等の場」として臨時的に設けることとし、平成 29 年 3 月 3 日に設置され、15 回にわたり様々な観点から慎重に検討を行った。

本県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数については、平成 22 年国勢調査結果速報値の人口に基づき平成 23 年 2 月定例会において、県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成 10 年宮城県条例第 22 号。以下「本条例」という。）の定数を 61 人から 59 人に改めるとともに、登米選挙区の選挙すべき議員の数を 3 人から 2 人に、角田・伊具選挙区の選挙すべき議員の数を 2 人から 1 人に改正したところである。

その後、平成 25 年の公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）の一部改正に伴い、平成 27 年 3 月から選挙区の区域が郡市から市町村の単位に改められたほか、平成 28 年 10 月の富谷町の市制移行に伴う条例改正が行われたところである。

東日本大震災後として初めて実施された平成 27 年国勢調査結果による人口をもとに、現行本条例による各選挙区で選挙すべき議員の数を精査すると、選挙区間の一票の格差やいわゆる逆転選挙区などの課題が生じることが判明した。

このことから、検討に当たっては、最初に検討すべき事項の抽出を行い、別紙「議員定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数」を検討するに当たっての基本的事項（以下「基本的事項」という。）を決定した。

その後、検討に当たっての留意事項として定めた東日本大震災からの復興の状況にどのように留意するべきかを含めて、平成 27 年国勢調査結果に基づき検討を重ねてきたところであり、この度、その検討結果が次のとおり集約されたので報告する。

1 議員の定数について

都道府県の議会の議員の定数については、地方自治法第 90 条第 1 項において、条例で定めることとされている。

議員定数については、人口区分に応じた上限数を超えない範囲内において条例で定めることとされていたが、平成 23 年の地方自治法改正により、上限数の制限が廃止されたところである。

本委員会では、現行本条例の定数 59 人を踏まえながら、他県の状況や東日

本大震災による影響等について協議を重ね、定数のあるべき方向について検討を行った。

その結果、平成 22 年と平成 27 年の国勢調査結果人口総数の比較においては、大きな変動が見受けられないことから、現行定数と同数の 59 人にすべきであるということで意見が集約された。

2 選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数等について

(1) 選挙区について

都道府県の議会の議員の選挙区については、公職選挙法第 15 条第 1 項において、一の市の区域、一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域又は隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本として条例で定めることとされている。

本委員会では、無投票当選が多い定数 1 の選挙区をなくす視点から合区を含め選挙区を変更するという意見もあったが、調査の結果、無投票当選が多いのは定数 1 の選挙区に限らないこと、また、東日本大震災からの復興途上であり人口動態が定まらない中、選挙区設定を変更することは適当ではないという意見があり、現行の選挙区を基本とするということで意見が集約された。

(2) 各選挙区において選挙すべき議員の数について

各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数については、公職選挙法第 15 条第 8 項本文において、人口に比例して条例で定めなければならないこととされている。また、ただし書において、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができることとされている。

本県においては、人口が仙台市に集中する傾向がある中、単純に平成 27 年国勢調査結果の人口数値によって各選挙区において選挙すべき議員の数を算定すると、仙台市以外においては議員の数が減り、地域の声が県政に届きにくくなるとの意見等に鑑み、地域間の均衡を考慮することとし、政令指定都市である仙台市選挙区に過度に議員が集中しないよう、従前どおり、公職選挙法第 15 条第 8 項ただし書を適用して、仙台市の各選挙区については配当基数の整数部分の配分にとどめ、端数については切り捨てることとした。

これにより、仙台市の各選挙区については、現行定数を維持したまま、切り捨てた端数分を仙台市以外の選挙区へ配分することとした。

また、本条例を改正する場合に使用する人口数値については、地方自治法第 254 条及び公職選挙法施行令第 144 条の規定により、最近の国勢調査の結果による人口と規定されていることから、平成 27 年国勢調査結果の確定値により、本条例を見直した結果、以下のように改正することが最も適切であ

るとして、意見の集約がなされた。

なお、その他の選挙区については、改正すべき理由は認められない。

平成 27 年国勢調査結果の確定値に基づいた結果

- ① 石巻・牡鹿選挙区については、1人減の4人区とすべきである。
- ② 気仙沼・本吉選挙区については、1人減の2人区とすべきである。
- ③ 富谷・黒川選挙区については、1人増の3人区とすべきである。
- ④ 宮城選挙区については、1人増の2人区とすべきである。

(3) 逆転選挙区について

上記のとおり本条例が改正された場合、若林選挙区と大崎選挙区では、人口の多い選挙区の定数が人口の少ない選挙区の定数よりも少なくなる、いわゆる逆転選挙区が生じることとなるが、若林選挙区については、公職選挙法第 15 条第 8 項ただし書を適用して、仙台市の各選挙区については配当基数の整数部分の配分にとどめ、端数については切り捨てることとした基本的事項によるものであることから、やむを得ないものと認められる。

(4) 一票の格差について

上記のとおり本条例が改正された場合、議員一人当たりの人口が最も少ない選挙区と最も多い選挙区とを比較すると、1.986 と 2 倍未満となり、適正な範囲と認められる。

(5) 留意事項について

「議員定数等の検討に当たっては、東日本大震災からの復興の状況に十分留意すること。」とした留意事項については、被災沿岸市町の住民の意見を県政に十分に反映させられるよう、前述した4つの選挙区において選挙すべき議員の数を2増2減することについては、宮城県震災復興計画期間終了後の平成 33 年(2021 年)4月1日から適用することで意見が集約された。

3 本条例の改正時期と改正条例の施行時期について

(1) 本条例の改正時期について

本条例の改正に当たっては、選挙人及び被選挙人に混乱が生じないよう一定の周知期間を設ける必要があり、周知期間については、法令等に規定はないものの、本県議会議員の次期一般選挙が平成 31 年(2019 年)10 月頃に見込まれることから、そのおよそ1年前となる平成 30 年 11 月定例会において改正するのが適切である。

(2) 改正条例の施行時期について

改正条例の施行時期については、前述した留意事項に基づき、宮城県震災復興計画期間終了後の平成33年(2021年)4月1日とし、平成31年(2019年)10月頃に見込まれる次期一般選挙については、現行条例を適用する。

4 その他

平成35年(2023年)10月頃に見込まれる次々期一般選挙に向けては、平成32年(2020年)に実施される国勢調査結果をもとに、議員定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について検討が行われるものと思料されるが、本県においては、仙台市に人口が集中する傾向にある中、仙台市以外でも人口が増加傾向にある選挙区、人口減少が続いている選挙区、更には人口の増加幅や減少幅が大きい選挙区などが混在しており、今後、選挙区間の人口差異が一層拡大することが想定されることから、十分な協議期間を設け、かつ、慎重な検討を行う必要があると考える。

以上のとおり、本委員会における検討結果については、議員提案により平成30年11月定例会において、条例改正の手続きが取られるよう期待し、報告とする。

「議員定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数」

を検討するに当たっての基本的事項

1 仙台市の選挙区の扱いについて

政令指定都市である仙台市の選挙区における選挙すべき議員数は、仙台市以外の選挙区との均衡を考慮し、地域の多様な声を十分に県政に反映させるため、公職選挙法第15条第8項ただし書きの規定により、配当基数の整数部分の配分にとどめ端数については切り捨てる。

2 仙台市以外の選挙区の扱いについて

仙台市以外の選挙区における選挙すべき議員数は、配当基数の整数部分に、県全体の定数を満たすまで配当基数の端数順位の上位から1を加えた数とする。

3 逆転区について

選挙区における人口と選挙すべき議員数は比例することとし、いわゆる逆転区は生じないようにする。

4 選挙区について

現行の選挙区を基本とする。

5 一票の格差について

議員一人当たりの人口が最も少ない選挙区と最も多い選挙区を比較して、2倍以内となるように努める。

6 議員定数について

現行条例定数の59人を基本とする。

※ 留意事項

議員定数等の検討に当たっては、東日本大震災からの復興の状況に十分留意すること。

議員定数等の改定方針(定数59人、2増2減)

選挙区名	人口			H22国勢調査人口に基づく 現行条例(定数59)				H27国勢調査人口に基づく改正条例案 (定数59)							
	平成27年 国勢調査人口 (確定値)	平成22年 国勢調査人口 (確定値)	増減 (A-B)	現定数 C	現定数 に 占める 繰上数	比較		配当基数 (A+(県人口/59) [Aベース]	配当 基数 の 整数値	繰上 数 順位	繰上 数	改定後 定数 E	現定数 との 比較	比較	
						議員1人 当たり人口 D=B/C	較差							議員1人 当たり人口 F=A/E	較差
青 葉	310,183	291,436	18,747	7		41,634	1.601	7.841	7			7		44,312	1.807
太 白	226,855	220,588	6,267	5		44,118	1.697	5.735	5			5		45,371	1.850
泉	216,798	211,183	5,615	5		42,237	1.625	5.481	5			5		43,360	1.768
亘 城 野	194,825	190,473	4,352	4		47,618	1.832	4.925	4			4		48,706	1.986
石巻・牡鹿	153,548	170,877	△ 17,329	5	1	34,175	1.314	3.882	3	④	1	4	△ 1	38,387	1.565
若 林	133,498	132,306	1,192	3		44,102	1.696	3.375	3			3		44,499	1.814
大 崎	133,391	135,147	△ 1,756	4	1	33,787	1.300	3.372	3	⑧	1	4		33,348	1.360
亘谷・黒川	93,908	86,197	7,711	2		43,099	1.658	2.374	2	⑦	1	3		31,303	1.276
柴 田	83,991	84,844	△ 853	2		42,422	1.632	2.123	2			2		41,996	1.712
登 米	81,959	83,969	△ 2,010	2		41,985	1.615	2.072	2			2		40,980	1.671
多賀城・七ヶ浜	80,748	83,476	△ 2,728	2		41,738	1.605	2.041	2			2		40,374	1.646
気仙沼・本吉	77,358	90,918	△ 13,560	3	1	30,306	1.166	1.956	1	②	1	2	△ 1	38,679	1.577
名 取	76,668	73,134	3,534	2	1	36,567	1.406	1.938	1	③	1	2		38,334	1.563
栗 原	69,906	74,932	△ 5,026	2	1	37,466	1.441	1.767	1	⑥	1	2		34,953	1.425
塩 釜	54,187	56,490	△ 2,303	2	1	28,245	1.086	1.370	1	⑨	1	2		27,094	1.105
亘 城	50,256	49,079	1,177	1		49,079	1.888	1.270	1	⑩	1	2		25,128	1.025
白石・刈田	49,049	51,998	△ 2,949	2	1	25,999	1.000	1.240	1	⑪	1	2		24,525	1.000
亘 理	45,904	51,549	△ 5,645	1		51,549	1.983	1.160	1			1		45,904	1.872
岩 沼	44,678	44,187	491	1		44,187	1.700	1.129	1			1		44,678	1.822
角田・伊具	44,152	46,837	△ 2,685	1		46,837	1.801	1.116	1			1		44,152	1.800
遠 田	41,553	42,684	△ 1,131	1		42,684	1.642	1.050	1			1		41,553	1.694
東松島	39,503	42,903	△ 3,400	1		42,903	1.650	0.999	0	①	1	1		39,503	1.611
加 美	30,981	32,958	△ 1,977	1	1	32,958	1.268	0.783	0	⑤	1	1		30,981	1.263
	2,333,899	2,348,165	△ 14,266	59	8	39,799			48		11	59		39,558	

議員定数・選挙区等検討委員会 委員名簿

平成30年8月21日現在

職名	氏名	会派名	摘要
委員長	佐藤 光樹 (H30.8.21 ~)	自由民主党・県民会議	長谷川 洋一 (H29.3.13~H30.8.17)
副委員長	石川 光次郎 (H30.8.21 ~)	自由民主党・県民会議	佐藤 光樹 (H29.3.13~H30.8.21)
委員	相沢 光哉	自由民主党・県民会議	
委員	只野 九十九	自由民主党・県民会議	
委員	高橋 伸二	自由民主党・県民会議	
委員	佐々木 賢司	自由民主党・県民会議	
委員	深谷 晃祐	自由民主党・県民会議	
委員	太田 稔郎 (H30.7.27 ~)	みやぎ県民の声	境 恒春 (H29.3.13~H30.7.26)
委員	高橋 啓	みやぎ県民の声	
委員	内藤 隆司 (H30.7.27 ~)	日本共産党宮城県会議員団	三浦 一敏 (H29.3.13~H30.7.26)
委員	伊藤 和博	公明党県議団	
委員	岸田 清実	社民党県議団	
委員	菅 間 進	無所属の会	
委員	吉川 寛康	21世紀クラブ	